

平成 28 年 3 月 11 日

株主各位

京都府綾部市井倉町梅ヶ畑 20 番地
日東精工株式会社
代表取締役社長 材木正己

「第 110 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

この度、ご送付申し上げました「第 110 期定時株主総会招集ご通知」中の株主総会参考書類の記載事項の一部に修正がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所 株主総会参考書類 第 2 号議案 定款一部変更の件 (34 ページ)
2. 修正内容 現行定款の文言を以下のとおり修正いたします。
なお、修正箇所は二重線太文字部のとおりであります。

現行定款

修 正 前	修 正 後
第 39 条 (社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の 限定額 は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。	第 39 条 (社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の 限度額 は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

以上